

平成28年度版

奈良県こども家庭相談センター業務のあらまし

奈良県中央こども家庭相談センター

奈良県高田こども家庭相談センター

はじめに

こども家庭相談センター(児童相談所、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター)の業務推進につきましては、日頃から関係団体・機関を始め、多くの皆様に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の子どもと家庭や、女性をめぐる状況は、児童虐待や配偶者からの暴力(DV)、さらには貧困の問題など、複雑さとともに多様性が増しています。このような中、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号。以下「改正法」)が本年6月3日に公布されました。この改正法には大きな4つの柱があります。それらは、①児童福祉法の理念の明確化等、②児童虐待の発生予防、③児童虐待発生時の迅速・的確な対応、④被虐待児童への自立支援です。特に児童福祉法の理念規定は昭和22年の制定以来、初めて見直されました。その明確化された理念は「児童が権利の主体であること」「児童の最善の利益が優先されること」であり、常に尊重すべき原理とされています。

一方、本県におきましても、子どもの健やかな育ちを支援するために、『経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画』と、『奈良県家庭的養護推進計画』が策定されました。

これらを踏まえて、関係者の皆様とともに、改正法の理念の具現化と、2つの計画の達成に向けて、一步ずつ進めたいと考えています。

本県の平成27年度児童相談総受付件数は、5,022件で前年度比2.0%減となりました。児童虐待相談対応件数は、前年度から12件減少しましたが、1,555件と依然として高い水準にあります。またDV相談については前年度比12.7%減の1,228件でした。このように相談件数は減少しておりますが、子ども・女性を取り巻く状況は、厳しく深刻さが増しているように思われます。

子どもたちの権利を守り、女性の自立に向けた支援を行うために、県内各市町村の児童相談や女性相談の関係部署、及び民間団体等との連携・協働を強めたいと考えています。また、里親制度の推進や児童福祉施設入所児童への援助など、社会的養護の充実を図っていきたいと思います。

この「業務のあらまし」は県内2か所のこども家庭相談センターの平成27年度の業務実績をまとめたものです。関係者の皆様にご高覧いただき、本県の児童・女性福祉の推進に広くご活用いただければ幸いです。

平成28年9月

奈良県中央こども家庭相談センター所長 岑川 宏樹
奈良県高田こども家庭相談センター所長 倉西 道明

目 次

はじめに

I 組織図および管内状況

1 中央こども家庭相談センター	1
2 高田こども家庭相談センター	2

II 沿革	3
-------------	---

III 児童相談

1 児童相談業務の概要	4
2 児童相談の流れ	5
3 児童相談の分類	6
4 児童相談業務統計	7～10
5 奈良県の里親状況	11～12
6 判定業務	13～14
7 児童虐待相談の状況	15～17
8 一時保護業務	18～19
9 子どもと家庭テレホン相談	20

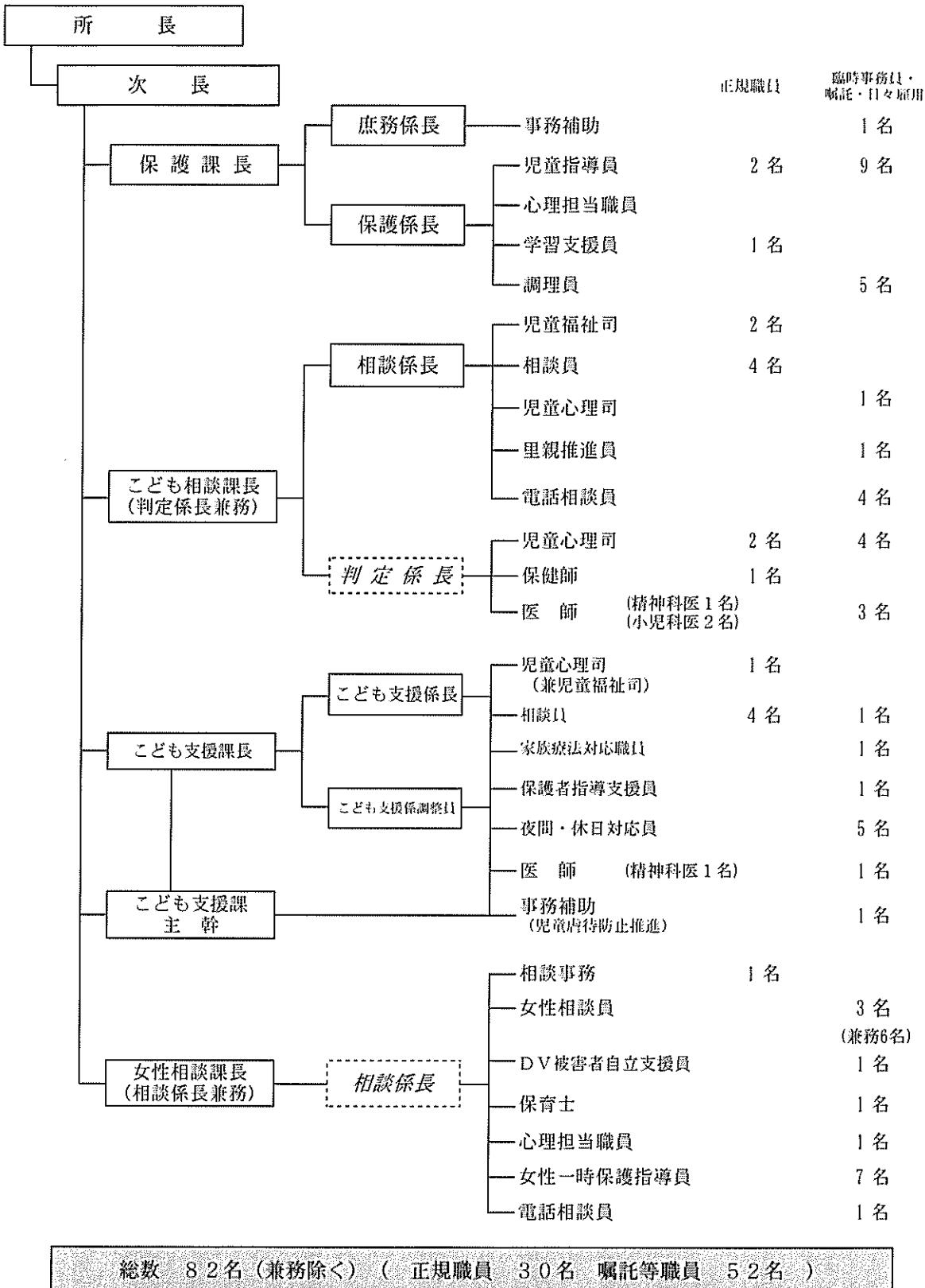
IV 女性相談

1 女性相談業務の概要	21
2 女性相談の主な関係機関と支援	21
3 女性相談の主訴分類	22
4 女性相談の業務統計	23～27
5 証明書等の発行状況	27
6 心理担当職員の業務	27

関係機関・施設一覧	28～31
-----------------	-------

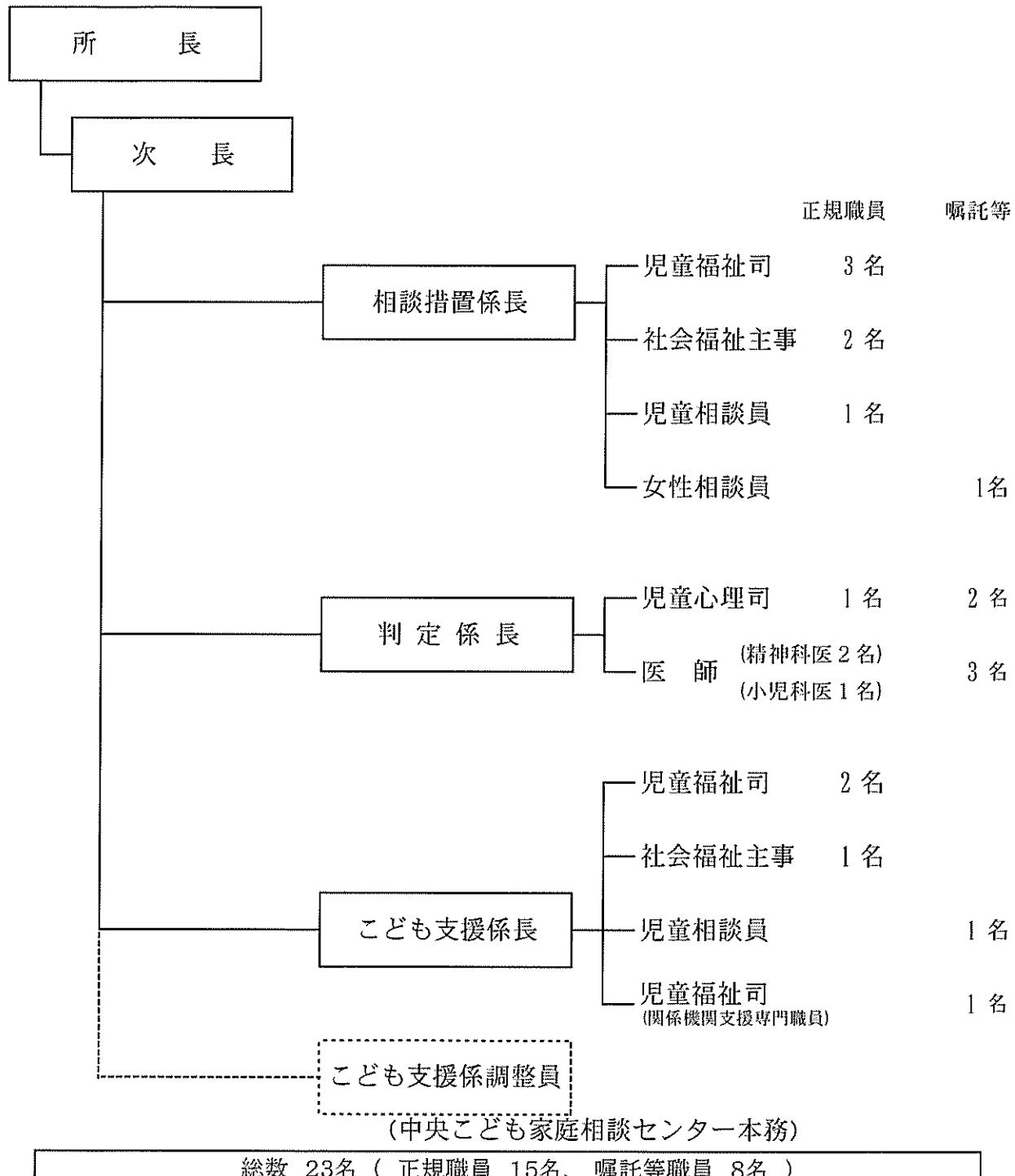
I 組織図および管内状況

○中央こども家庭相談センター（平成28年7月1日現在）



所在地	〒630-8306 奈良市紀寺町833 こども相談部門 電話:0742-26-3788、FAX:0742-26-5651 女性相談部門 電話:0742-22-4083、FAX:0742-93-8130
管轄区域	6市（奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、宇陀市） 7町（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町） 3村（山添村、曾爾村、御杖村）
人口	総数 865,008人、児童人口 133,306人（※平成27年10月1日現在）

○高田こども家庭相談センター(平成28年7月1日現在)



所在地	〒635-0095 大和高田市大中17-6 電話:0745-22-6079 FAX:0745-23-5527
管轄区域	6 市 (大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市) 8 町 (高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町) 9 村 (明日香村、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村)
人口	総数 524, 371人、児童人口 82, 338人 (※平成27年10月 1日現在)

II 沿革

昭和 23 年 6 月 1 日	社会福祉法人恩賜財団済生会奈良病院診療所内(奈良市杉ヶ町)に奈良県児童相談所を設置。その後、間もなく奈良県奈良保健所内(奈良市油阪町)に移転。
昭和 23 年 11 月 1 日	伝香寺内(奈良市小川町)に児童の一時保護所を設置。
昭和 24 年 10 月 5 日	武徳会弓道場跡(奈良市登大路町48番地)へ児童相談所及び児童の一時保護所を移転。
昭和 32 年 4 月 1 日	売春防止法(昭和31年法律第118号)の施行(昭和32年4月1日)に伴い、奈良市鶴福院町33番地に婦人相談所を設置。
昭和 33 年 4 月 1 日	現在地(奈良市紀寺町833番地)に奈良県児童相談所及び児童の一時保護所を新築移転。
昭和 37 年 11 月 1 日	児童の一時保護所及び倉庫を増築。
昭和 45 年 12 月 10 日	児童相談所及び児童の一時保護所を改築。
昭和 53 年 6 月 1 日	人口増ならびに児童相談件数の増加に伴い、奈良県高田児童相談所を新設。従来の児童相談所を奈良県中央児童相談所とする。
昭和 54 年 4 月 1 日	奈良県婦人相談所を児童相談所の隣地(奈良市紀寺町832番地)に新築移転。
昭和 63 年 4 月 26 日	現在地(大和高田市大中17番6号)に高田児童相談所を新築移転。
平成 5 年 10 月 1 日	中央児童相談所に『子どもと家庭テレホン相談』を開設。
平成 8 年 11 月 30 日	婦人相談所の相談室を増築。
平成 11 年 3 月 29 日	中央児童相談所の玄関(自動ドア)及びその周辺(手すり、スロープ等)、門扉を改修。
平成 14 年 4 月 1 日	中央児童相談所と婦人相談所を統合し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)(平成13年法律第31号)の施行(平成14年4月1日)に伴い新たに配偶者暴力支援センター機能を追加し奈良県中央こども家庭相談センターに、高田児童相談所を高田こども家庭相談センターに名称変更。 中央こども家庭相談センター女性相談部門に心理担当職員配置。 児童の一時保護所に心理担当職員を配置。
平成 16 年 4 月 1 日	中央こども家庭相談センターの女性相談部門を増改築。
平成 17 年 4 月 1 日	児童虐待に対応するため、中央こども家庭相談センターの児童相談部門に『こども支援課』を新設し休日夜間対応員を配置。
平成 18 年 4 月 1 日	こども支援課に家族療法対応員を配置。
平成 19 年 4 月 1 日	こども相談課に里親委託推進員を配置。
平成 20 年 4 月 1 日	こども支援課に主幹、児童心理司を配置。
平成 21 年 4 月 1 日	こども支援課に関係機関支援専門職員(児童福祉司)を配置。
平成 22 年 4 月 1 日	女性相談課に保育士を配置。
平成 23 年 4 月 1 日	保護課に学習支援員を配置、こども支援課2名増員。
平成 24 年 4 月 1 日	こども支援課に主幹(高田専従)、保護課に個別対応員を配置。
平成 25 年 4 月 1 日	高田こども家庭相談センターに「こども支援係」新設、両センターこども支援課各1名増員。
平成 25 年 7 月 31 日	中央こども家庭相談センター新こども相談棟完成。
平成 26 年 1 月 31 日	女性相談棟における学習室・警備員室新設及び厨房改修。芝生のグラウンド及び駐車場整備。
平成 26 年 4 月 1 日	一時保護所定員増に伴い、児童指導員を増員。
平成 27 年 4 月 1 日	こども支援課に調整員(高田センター兼務)及び保護者指導支援員を配置。
平成 28 年 4 月 1 日	保護課の児童指導員を嘱託職員から臨時事務員に振替して配置(9名)。

III 児童相談

1 児童相談所業務の概要

①目的

こども家庭相談センターの児童相談部門(児童相談所)は、児童福祉法第12条に基づき設置されている行政機関であり、子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを目的としています。

子どもに関する家庭その他からの相談に対し、児童福祉司や児童心理司、保健師や医師等の専門職が、総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それを基に援助方針を立て、助言や指導、児童福祉施設入所や里親委託等により、子ども及びその家庭等を支援、援助します。

②相談の受付

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、原則として0歳から18歳未満の児童に対して、発達相談や、非行相談、また増加してきている虐待相談等、さまざまな相談に応じています。

③児童相談所の基本的機能

(1) 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行います。

(2) 相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用し、一貫した子どもの援助を行います。

(3) 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護します。

(4) 措置機能

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員(主任児童委員を含む)、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する等の措置を行います。

④相談援助活動の展開

(1) 調査、診断、判定

受け付けた相談について、児童福祉司等による調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護所の児童指導員、保育士等による行動診断などをもとに、総合診断を行い、個々の子どもに対する援助方針を作成します。援助方針の策定に際しては、可能な限り子どもや保護者と協議に努めます。

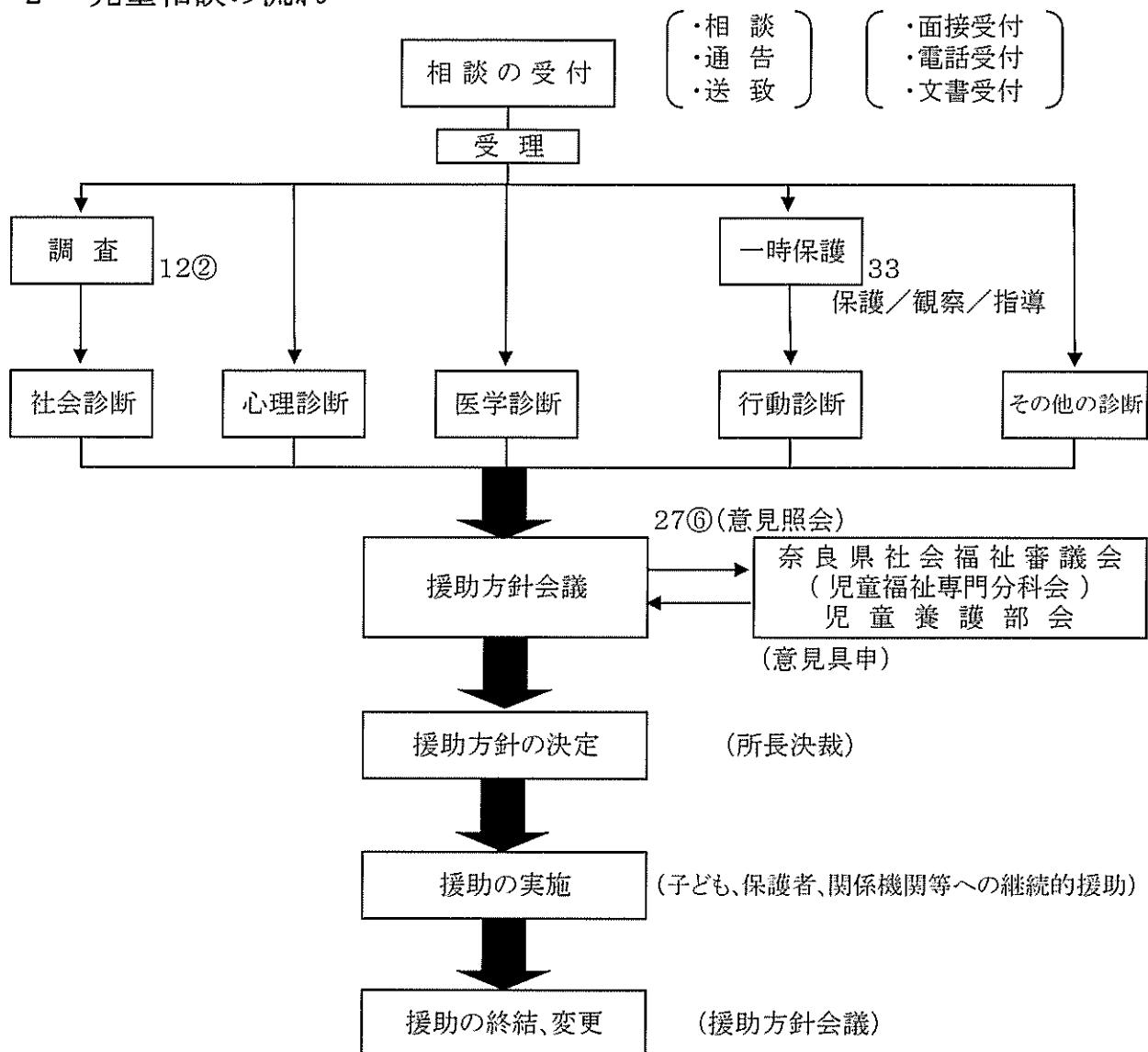
(2) 援助

上記援助方針に基づいて子ども、保護者、関係者等に対して指導、措置等の援助を行います。

(3) 支給決定

障害児施設の契約利用に際しては、障害児施設給付費、障害児施設医療費等の支給決定を行い、障害児施設受給者証を交付します。

2 児童相談の流れ



援	助
1 在宅指導等 (1) 措置によらない指導 ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あっせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ) オ 障害者等相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 指導の委託(26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 訓戒、誓約措置(27①Ⅰ)	2 児童福祉施設入所措置(27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託(27②) 3 里親・小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 障害児施設等への利用契約(24の3⑥) 5 児童自立生活援助の実施(33の6①) 6 福祉事務所送致、通知(26①Ⅲ) 市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、VI、VII、63の2、63の3) 知事報告、通知(26①Ⅳ、V) 7 家庭裁判所送致(27①Ⅳ、27の3) 8 家庭裁判所への家事審判の申し立て ア 施設入所の承認(28①②) イ 親権喪失の審判等の請求(33の7) ウ 未成年後見人選任の請求(33の8) エ 未成年後見人解任の請求(33の9)

※ 数字は児童福祉法の該当条項

3 児童相談の分類

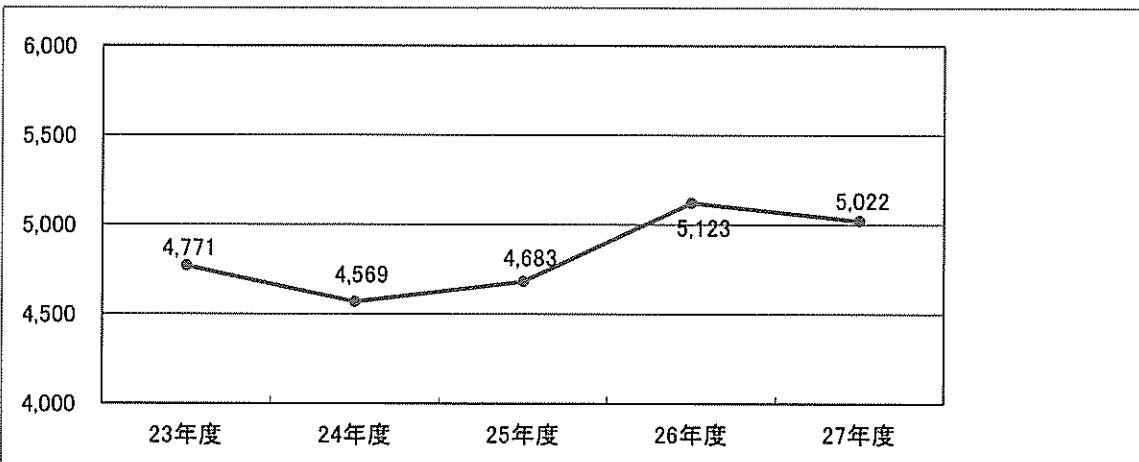
養護相談	① 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	② 養護相談	父または母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を停止した親の子、未成年後見人を待たぬ子ども等、児童虐待相談以外の環境的問題を有する子どもも、養子縁組に関する相談。
保健相談	③ 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)を有する子どもに関する相談。
障害相談	④ 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	⑤ 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。
	⑥ 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談(言葉の遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当する種別に分類する)。
	⑦ 重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。
	⑧ 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	⑨ 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
	⑩ ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として児童福祉法第25条による通告のあった子ども、または警察署からの通告はないが触法行為があったと思料される子どもに関する相談。
非行相談	⑪ 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談(受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する)。
	⑫ 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
育成相談	⑬ 不登校相談	学校および幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談(非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には、該当する種別に分類する)。
	⑭ 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	⑮ 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	⑯ その他の相談	上記の①～⑮のいずれにも該当しない相談。

4 児童相談業務

(1) 相談受付件数の推移

【単位：件】

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
a) 中央こども家庭相談センター	2,620	2,651	2,778	2,995	2,876
b) 高田こども家庭相談センター	2,151	1,918	1,905	2,128	2,146
c) 小計(a+b)	4,771	4,569	4,683	5,123	5,022
d) 子どもと家庭電話相談	909	978	879	922	1,038
e) 総件数(c+d)	5,680	5,547	5,562	6,045	6,060



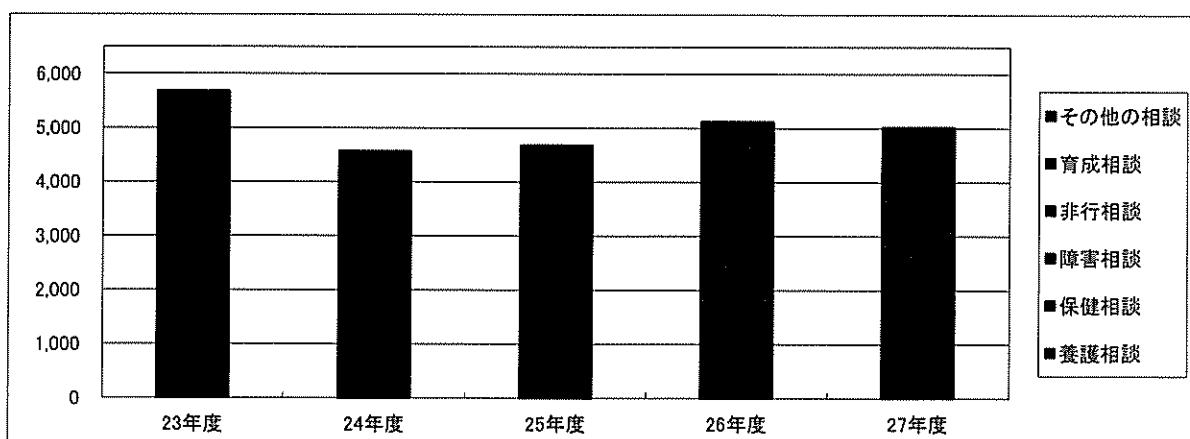
(2) 相談種類別受付件数の推移

【単位：件、()内%】

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
① 養護相談	1,187 (21)	1,322 (29)	1,442 (31)	1,734 (34)	1,730 (35)
② 保健相談	18 (1)	0 (0)	1 (0%)	0 (0)	0 (0)
③ 障害相談	2,968 (52)	2,395 (53)	2,568 (54)	2,855 (56)	2,664 (53)
④ 非行相談	311 (5)	301 (6)	273 (6)	200 (4)	225 (4)
⑤ 育成相談	1,031 (18)	376 (8)	290 (6)	265 (5)	306 (6)
⑥ その他の相談	165 (3)	175 (4)	109 (2)	69 (1)	97 (2)
合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	5,680 (100)	4,569 (100)	4,683 (100)	5,123 (100)	5,022 (100)

平成24年度より、テレホン相談の件数は計上していません。

※ 0.02%

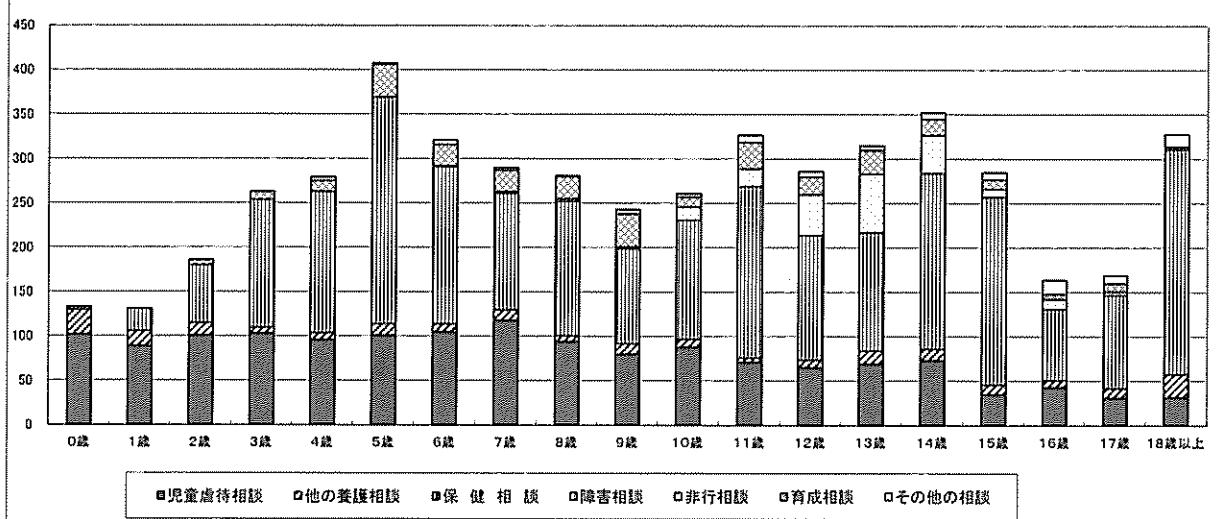


※平成24年度より、テレホン相談の件数は計上していません。

(3) 年令別・種類別相談受付件数

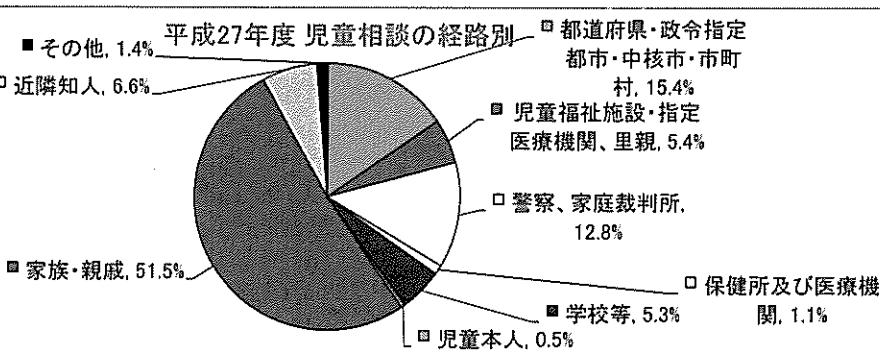
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	総計
義務相談	児童虐待	102	89	101	103	96	101	105	116	94	80	68	71	65	69	73	35	43	31	32	1,496
	他の義務	28	17	14	14	7	8	13	9	12	7	12	12	9	5	0	15	13	11	8	234
	小計	130	106	115	110	104	114	114	130	101	92	97	76	74	84	86	46	51	42	68	1,730
保健相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
障害相談	肢体不自由	0	0	1	0	0	1	0	1	2	1	1	0	0	1	1	2	1	0	0	12
	聴覚障害等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	重症心身障害	0	3	0	2	2	3	1	3	2	3	2	0	4	4	3	2	4	2	3	43
	知的障害	3	22	64	140	146	219	152	111	123	94	126	185	131	128	190	207	74	103	250	2,473
非行相談	危険障害	0	0	0	2	11	32	23	16	19	9	5	8	5	0	4	0	1	0	0	135
	小計	3	25	65	144	159	265	177	131	151	107	134	193	140	133	193	211	80	105	353	2,664
育成相談	く犯行為等	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1	5	5	15	18	23	7	10	4	2	95
	強法行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	10	15	31	48	20	2	1	0	1	130
	小計	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	15	20	46	66	45	9	11	4	3	235
育成相談	性格行動等	0	0	0	0	0	0	3	1	5	4	4	1	9	7	12	8	7	4	3	68
	不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	5	11	6	2	2	0	0	31
	適性	0	0	6	8	11	34	22	19	19	30	9	20	8	3	3	2	0	5	0	199
	育児・しつけ	0	0	0	1	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	8
その他の相談	小計	0	0	6	9	12	37	24	24	25	37	41	40	20	27	19	11	6	9	0	306
	小計	0	0	0	0	4	2	5	3	1	5	4	8	6	5	7	8	16	9	14	97
合計	133	131	136	263	279	108	321	290	351	247	261	327	286	315	359	285	164	169	328	5,029	

平成27年度児童相談状況(年齢別)



(4) 経路別受付件数

都道府県・政令指定都市・中核市・市町村	児童福祉施設・指定医療機関等					家庭	保健所及び医療機関	学校等			家族	近隣	児童	その他	総計						
	児童福祉事務所	保健所	児童福祉施設	指定医療機関	里親			保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	親戚	知人	本人						
男	54	200	5	4	177	8	155	2	1	5	304	7	0	26	5	154	14	1,788	189	3,196	
女	58	154	4	3	114	6	85	0	1	10	271	1	0	30	2	88	3	798	144	1,824	
計	112	354	9	7	291	14	240	2	2	15	635	8	0	56	7	242	17	2,586	333	5,022	
割合	2.2%	7.0%	0.2%	0.1%	5.8%	0.3%	4.8%	0.0%	0.0%	0.3%	12.6%	0.2%	0.0%	1.1%	0.1%	4.8%	0.3%	51.5%	6.6%	1.4%	100%
N・F・計	773	273	543	56	266	5.4%	12.8%	1.1%	5.3%	51.5%	6.6%	0.5%	1.4%	1.4%	1.1%	1.1%	1.1%	23	69	3,022	
	15.4%	5.4%	1.1%	0.5%	5.3%																



(5)市町村別・相談種類別受付件数

(単位:件)

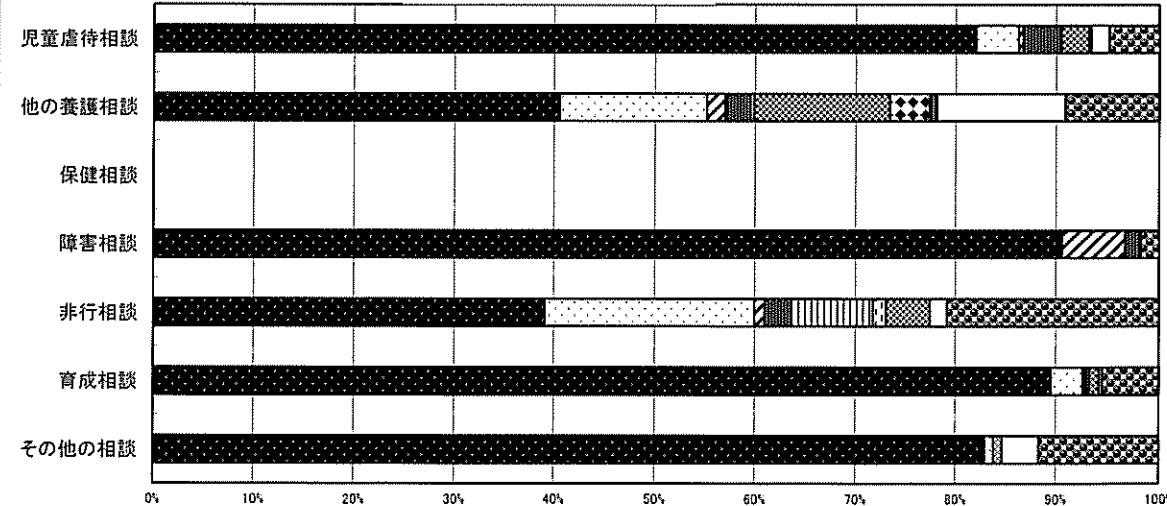
	養護相談			保健	障害相談						非行相談			育成相談				その他の相談	総計		
	児童虐待相談	他の養護相談	小計		肢不自由相談	視覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身症相談	知的障害相談	発達障害相談	小計	ぐるみ犯行等相談	触法行為等相談	小計	性格行動等相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	小計		
奈良市	454	62	516	0	6	0	0	13	614	18	651	14	33	47	11	5	30	0	46	4 1,264	
大和高田市	87	17	104	0	3	0	0	3	152	11	169	5	7	12	10	5	12	3	30	20 335	
大和郡山市	87	21	108	0	0	0	0	2	129	19	150	8	10	18	1	0	16	0	17	1 294	
天理市	72	14	86	0	1	0	0	0	124	6	131	4	9	13	2	0	7	0	9	4 243	
橿原市	171	20	191	0	1	0	0	8	296	20	325	14	13	27	8	6	14	1	29	14 586	
桜井市	74	12	86	0	1	0	0	2	127	13	143	5	27	32	1	1	2	0	4	8 273	
五條市	18	6	24	0	0	0	0	1	50	0	51	0	0	0	0	1	3	0	4	8 87	
御所市	23	3	26	0	0	0	0	0	55	0	55	1	0	1	3	0	4	0	7	3 92	
生駒市	100	9	109	0	0	0	0	1	138	5	144	9	3	12	11	2	5	0	18	2 285	
香芝市	58	20	78	0	0	0	0	2	177	12	191	8	2	10	7	2	25	0	34	5 318	
葛城市	48	9	57	0	0	0	0	1	64	0	65	3	1	4	1	2	6	1	10	1 137	
宇陀市	24	5	29	0	0	0	0	2	41	0	43	2	6	8	0	0	3	0	3	8 91	
山添村	2	0	2	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0 8	
平群町	19	0	19	0	0	0	0	0	30	3	33	2	1	3	1	0	0	0	1	0 56	
三郷町	25	1	26	0	0	0	0	0	53	3	56	0	0	0	2	0	4	0	6	0 88	
斑鳩町	22	4	26	0	0	0	0	0	51	0	51	1	1	2	0	0	6	0	6	10 95	
安堵町	10	0	10	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0	0	1	0	0	0	1	0 21	
川西町	10	2	12	0	0	0	0	0	18	0	18	1	0	1	1	0	0	2	1	0 34	
三宅町	8	0	8	0	0	0	0	0	9	0	9	1	0	1	0	0	0	0	0	0 18	
田原本町	42	1	43	0	0	0	0	2	58	3	63	5	6	11	0	0	1	0	1	0 118	
曾爾村	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0 4	
御杖村	0	2	2	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	7	0	0 11		
高取町	6	0	6	0	0	0	0	1	15	2	18	0	2	2	0	0	9	1	10	0 36	
明日香村	1	0	1	0	0	0	0	0	4	4	8	0	1	1	0	0	0	1	1	0 11	
上牧町	25	1	26	0	0	0	0	0	44	2	46	2	2	4	1	2	4	0	7	0 83	
王寺町	16	1	17	0	0	0	0	0	38	1	39	1	1	2	1	0	1	0	2	2 62	
広陵町	21	6	27	0	0	0	1	3	64	4	72	0	1	1	1	1	4	20	0	25	3 128
河合町	16	1	17	0	0	0	0	1	18	5	24	2	0	2	2	0	9	0	11	0 54	
吉野町	4	0	4	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0	0	1	0	0	0	1	2 17	
大淀町	18	4	22	0	0	0	0	0	25	0	25	3	1	4	2	0	2	0	4	0 55	
下市町	2	0	2	0	0	0	0	0	10	1	11	1	0	1	0	0	2	0	0 16		
黒滝村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	
天川村	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0 6	
野迫川村	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 1	
十津川村	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0	0	1	1	0	2	0 9	
下北山村	2	0	2	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	1	0	4	0	5	1 11	
上北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1 4	
川上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	
東吉野村	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0 10	
39市町村の計	1,466	221	1,687	0	12	0	1	42	2,462	135	2,652	92	127	219	68	31	199	8	306	97 4,961	
県外	21	10	31	0	0	0	0	1	13	0	14	2	3	5	0	0	0	0	0	0 50	
不明	8	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0 11	
合計	1,495	233	1,728	0	12	0	1	43	2,475	135	2,666	95	130	225	68	31	199	8	306	97 5,022	

(6)相談種類別対応件数

(単位:援助件数)

平成26年度	面接指導			児童 福祉 委員 指 導	児童 福祉 司 指 導	指導・ 指導 委託	児童家庭 支援セ ンター	送福 祉事務 所通知	訓 戒 ・ 誓 約	家庭 裁判 所送 致	児童福祉施設 入所	児童福祉施設 通所	指定 医療 機関 委託	里 親 委 託	障 害 児施 設利 用契 約	そ の 他	未 処 理	総 計
	助 言 指 導	繼 続 指 導	他 機 関 斡 旋															
児童虐待	1,341	70	7	60	0	2	0	0	0	44	0	0	3	0	28	81	1,636	
他の養護	111	40	5	7	0	1	0	0	0	37	0	0	11	2	35	25	274	
養護相談	1,452	110	12	67	0	3	0	0	0	81	0	0	14	2	63	106	1,910	
保健相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
肢体不自由	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	16	
視聴覚障害	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
言語発達障害等	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
重症心身障害	34	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	46	
知的障害	2,295	2	164	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	20	5	45	2,533	
自閉症等	135	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	139	
障害相談	2,476	2	166	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	36	5	49	2,736	
ぐ犯行為等	45	37	1	5	0	0	0	2	0	10	0	0	0	0	3	13	116	
触法行為等	71	25	2	3	0	0	0	22	4	3	0	0	0	0	2	49	181	
非行相談	116	62	3	8	0	0	0	24	4	13	0	0	0	0	5	62	297	
性格行動等	60	5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	11	79	
不登校	24	4	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	34	
適正	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	202	
育児・しつけ	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9	
育成相談	290	10	1	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	18	324		
その他の相談	92	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	13	111		
総 数	4,426	185	182	76	0	3	1	24	4	99	0	0	14	38	78	248	5,378	

平成27年度相談種類別対応
状況(相談別割合)



- 助言指導 □継続指導 □他機関斡旋 ■児童福祉司指導
- 児童委員指導 □児童家庭支援センター指導・指導委託 □福祉事務所送致又は通知 □訓戒・誓約
- 家庭裁判所送致 □児童福祉施設入所 □児童福祉施設通所 □指定医療機関委託
- 里親委託 □障害児施設利用契約 □その他 □未処理